

別表（第3条、第5条関係）

事業実施主体	補助対象経費	補助率	備考
GAP 認証を取得しようとする農業者等 (注-1)	GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP の認証取得に必要な経費（審査等費用、審査員旅費）	2分の1以内  補助限度額： 50万円／1件	認証審査費用については、1者以上から見積書を取得するものとする。 初回審査及び1回目の維持又は更新審査（初回審査を含む2回）を対象とする。他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は初回審査のみを対象とする。 審査機関による審査を、当該年度内に受けた者に限る。

備考

(注) 1 事業実施主体の「GAP 認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。

- (1) GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、GAP 認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP 認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。
- (2) 初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。